



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 中日本鑄工株式会社  
代表者名 取締役社長 鳥居祥雄  
(コード番号 6439 名証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 早川 潔  
(TEL. 0563-55-4477)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第104回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の件を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第4条)
- (2) 経営環境の変化に対応した資本効率の向上を図り、機動的な資本政策の遂行をするための規定として定款第6条(自己株式の取得)を新設するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が平成27年5月1日施行されることにより、社外取締役、社外監査役に加えて新たに業務執行を行わない取締役並びに社外監査役でない監査役との責任限定契約を締結することができるようになりました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として定款第30条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第30条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

(別紙)

(下線\_\_\_\_は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、名古屋市に於いて発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。	第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> 2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、名古屋市に於いて発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(新設)	<u>(自己株式の取得)</u>
	第6条 当社は、 <u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
第6条～第28条 (条文省略)	第7条～第29条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
	第30条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
(新設)	2. <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第29条～第38条 (条文省略)	第31条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u>
	第41条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
(新設)	2. <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第39条～第46条 (条文省略)	第42条～第49条 (現行どおり)